入　札　公　告

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和８年１１月２７日

栃木市長　　琴　寄　昌　男

1　入札に関する事項

(1)　件　　名　　本庁舎清掃業務委託
(2)　業　務　場　所　　栃木市万町地内
(3)　履　行　期　間　　契約締結の日から令和１２年３月３１日まで
　　〇準備期間：契約締結の日から令和９年３月３１日まで
　　〇業務期間：令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで
(4)　概　　要　　栃木市役所本庁舎等における清掃業務を委託するもの
(5)　入　札　方　法　　持参入札
(6)　予　定　価　格　　５９，５３１，０００円（税抜き）
(7)　最 低 制 限 価 格　　有（事後公表）

2　入札に参加する者に必要な資格要件

本件の入札に参加できる者は、栃木市物品購入等入札参加者名簿に登録を受けている者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

(1)　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく市の入札参加制限を受けていない者であること。
(2)　栃木市競争入札参加資格者指名停止基準（平成２２年栃木市告示第１４４号）に基づく指名停止措置を公告日時点で受けていない者であること。
(3)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
(4)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員でないこと。
(5)　同一人が代表者（受任者を含む。）となっている法人等が、同一入札に同時に参加しようとするものでないこと。
(6)　過去３年以内に、市の業務において、不正又は不誠実な行為を行った者が、事業者の代表、役員等又はその経営に事実上関与していると認められる者であって、契約の相手方として不適当であると認められるものでないこと。
(7)　栃木市物品購入等入札参加有資格者のうち、施設管理：清掃に登録のある者であること。
(8)　本公告の日において、栃木市内に本店若しくは支店等の営業所又は栃木県内に本店があること。
(9)　本公告の日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号。以下「ビル管法」という。）第１２条の２第１項第１号又は第８号に掲げる事業の登録を受けてい

る者であること。

(10)　令和３年４月１日以降１２か月以上継続して、ビル管法の特定建築物で延床面積７，０００㎡以上の建築物の日常及び定期清掃業務を、元請けとして受注し履行した実績を有すること。（令和９年３月３１日までの履行予定のものを含む。）

3　入札日程等

手続き等	期間、期日	方法、場所問合せ先等
仕様書の閲覧等	本公告日から 令和９年１月１５日（金） 午後５時まで	本市ホームページを閲覧又はダウンロードすること。
仕様書等に関する質問の提出	本公告日から 令和８年１２月３日（木） 正午まで	様式：本市ホームページから所定の様式をダウンロードすること。 提出：栃木市経営管理部管財課庁舎管理係に電話連絡のうえ持参又はファクシミリにより提出
仕様書等に関する質問の回答	令和８年１２月７日（月）	本市ホームページにて公開する。
条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出	令和８年１２月８日（火） 午前９時から 令和８年１２月１０日（木） 午後４時まで	栃木市経営管理部管財課庁舎管理係まで郵送又は持参とし、期間内必着とする。
条件付き一般競争入札参加資格確認書の通知	令和８年１２月１６日（水）まで	ファクシミリにより通知する。なお、本書については、ファクシミリと同日に郵送する。
入札参加資格がないとされた場合の理由の説明の求めについて	条件付き一般競争入札参加資格確認書を受けた日の翌日から起算して３日以内	栃木市経営管理部管財課庁舎管理係へ持参により提出すること。
入札	令和９年１月１５日（金） 午後２時３０分	栃木市役所本庁舎４階　４０１会議室
積算内訳書の提出	要する	積算内訳書の様式は、本市ホームページからダウンロードすること。
契約書の作成	要する	契約書（案）は、本市ホームページにて公開する。

（注）1　期間を定めたものについては、栃木市の休日を定める条例（平成２２年栃木市条例第２号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除くものとする。また、期日を定めたものについて、その日が休日等にあたる場合は、その翌日とする。

2　期間を定めたもののうち、持参等来庁して行う手続き等は午前９時から午後４時までとする。（ただし、正午から午後１時までは除く。）

4　入札保証金等

入札保証金	入札保証金の額は、その者の見積に係る契約金額の１００分の５以上の額に相当する額とする。ただし、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき又は過去２年の間に国、他の地方公共団体又は市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。 なお、入札保証金の免除を求める者は、入札保証金免除申請書を令和８年１２月２３日（水）午後４時までに提出し、承認を得ること。 現金で納付する場合は納入通知書を発行するので、令和９年１月５日（火）正午までに栃木市経営管理部管財課庁舎管理係に申し出、それをもって納入し、令和９年１月１５日（金）午後２時１０分までに領収書の写しを提出すること。
契約保証金	契約保証金の額は、契約金額の１０分の１以上の金額とする。ただし、栃木市財務規則（平成２２年栃木市規則第５５号）第８９条第１項の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

5　入札に関する注意事項

(1)　落札決定にあたっては、３年間の総額で行うものとし、入札書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(2)　栃木市財務規則（平成２２年栃木市規則第５５号）第７２条の規定により作成した予定価格と栃木市最低制限価格制度事務処理要綱（平成２２年栃木市告示第２８２号）第３条第３項の規定により作成した最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。

(3)　入札回数は１回限りとする。

(4)　最低制限価格未満の価格をもって入札した者は失格とする。

(5)　落札者となるべき同価入札をした者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(6)　応札者がいない場合は不調とする。

(7)　落札者がいない場合は不落とする。

6　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)　入札参加資格者でない者が行った入札

(2)　条件付き一般競争入札参加資格確認申請において虚偽の申請をした者が行った入札

(3)　入札参加資格者であって、入札の執行時点において入札参加資格の要件を満たさなくなった者が

行った入札

(4)　入札保証金の全部を納付する場合において、入札保証金がその者の見積に係る契約金額の１００分の５に満たないとき。

(5)　入札書を１件ごとに作成していないとき又は入札公告において示された日時までに所定の場所へ出頭して提出しないとき。

(6)　代理人による入札の場合において、委任状の提出がないとき。

(7)　入札者が２以上の入札をしたとき。

(8)　入札書に記載した金額を訂正した入札又は入札書に記名押印をしないで行った入札のとき。

(9)　入札書の記載事項が不明瞭で判読できないとき。

(10)　入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。

(11)　入札に際し、不当に連合し、又は著しく不誠実な入札をしたとき。

(12)　入札に際し、積算内訳書が提出されていない入札

(13)　積算内訳書の合計金額と入札書の入札金額が相違する入札

(14)　入札保証金の取扱いに係る説明書において入札の無効に該当するとき。

(15)　その他入札に関する条件に違反した入札

７　その他

(1)　本公告に記載したもののほか、入札に係る事項は、栃木市物品購入等契約事務取扱規程（平成２２年栃木市訓令第６１号)、栃木市物品購入等入札参加者資格審査要綱（平成２２年告示第１４５号)、栃木市物品購入等条件付き一般競争入札実施規程（平成２７年栃木市訓令第１６号)、及び栃木市物品購入等入札執行事務処理要領等による。

(2)　仕様書等に関する質問の提出は、上記「入札日程等」の「仕様書等に関する質問の提出」に記載のとおりとするが、その他公告内容等についての詳細及び不明の点については、次に照会すること。

〒３２８－８６８６
栃木県栃木市万町９番２５号（栃木市役所本庁舎３階　３Ｃ－１番窓口）
栃木市　経営管理部　管財課　庁舎管理係　　電話　０２８２－２１－２６０６
FAX　０２８２－２１－２６７６